

件 名

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

提出理由

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理をしたので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例が県議会令和8年2月定例会において成立し、規則の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(1) 専決処理日

令和8年3月27日

(2) 規則の公布日

令和8年3月31日

3 規則の内容

(1) 規則の概要

埼玉県教育委員会の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法について、必要な事項を定めるもの

(2) 改正の概要

- ・ 添付書面等の省略が可能となる条例改正に関連した規定の整備
- ・ 国の関連法令に準じた規定等の整備

(3) 施行期日

令和8年3月31日

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(オンライン化規則)の一部を改正する規則

総務課

1 改正の趣旨

「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」(以下「改正条例」という。)が県議会令和8年2月定例会において成立したことに伴い、改正条例で新たに規定された「添付書面の省略」で「規則で定める」としている内容等を踏まえた規則の改正を行う

2 改正の内容

(1) 添付書面等の省略が可能となる条例改正に関連した規定の整備

省略することのできる具体的な書面等について規定する旨の改正を行う。

【省略することのできるようになる書面】

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令」第5条に規定するもの

(例：住民票、戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書)のほか、教育委員会が別に定めるもの。

(2) 国の規定(「デジタル手続法」を所管するデジタル庁の省令等)に準じた規定等の整備

国の規定に準じ、規則の「規則名」を含めたその他の規定等の改正を行う。

3 規則改正の施行日

令和8年3月31日 ※改正条例の公布日は令和8年3月31日

教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(オンライン化規則)の一部を改正する規則

■改正規則：新設条文

第12条 添付書面等の省略

(添付書面等の省略)

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、教育委員会が別に定めるものとする。

■現行規則名：教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

改正規則名：教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

《参考資料》条例改正に係る説明資料

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例)の一部を改正する条例

【参考:条例改正】

情報システム戦略課

1 改正の趣旨

令和8年4月から国の「登記情報システム」の利用が地方公共団体にも拡大されることを踏まえ、バックオフィス連携により登記事項証明書等の添付書面等の省略を可能とする通則規定等を整備し、行政手続の利便性向上を図る。

2 改正の内容

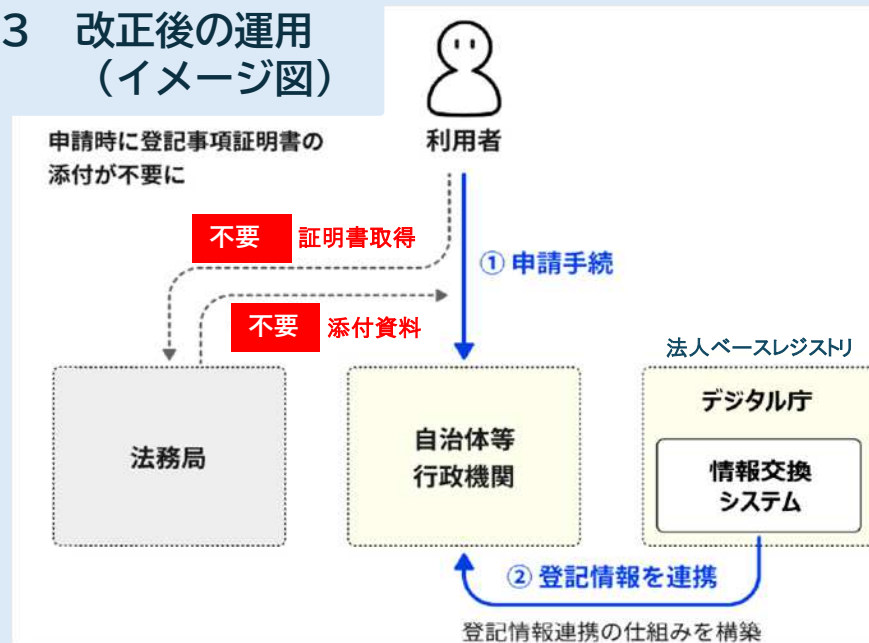
(1) 添付書面等の省略が可能となる通則的な規定の整備

国の「**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律**」(デジタル手続法)に準じ、行政手続において、国が整備する「**法人の登記情報**」データを利用することで当該情報に係る**資料の省略を可能とする規定を整備**する。

(2) デジタル手続法に準じた規定等の改正

デジタル手続法に準じ、題名を含めたその他の規定等の改正を行う。

3 改正後の運用 (イメージ図)



4 関連例規

関連する他の条例等も改正 (同日施行予定)

5 条例の施行日 (予定)

公布の日から施行

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例) の一部を改正する条例

■改正条例：新設条文

第9条 添付書面等の省略

(添付書面等の省略)

第九条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書 **その他の規則で定める書面等** であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p data-bbox="241 347 1104 427"><u>埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u></p> <p data-bbox="203 491 282 523">(趣旨)</p> <p data-bbox="154 539 1104 810">第一条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する手続等を、<u>埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）</u>第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の<u>条例等</u>に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p data-bbox="154 831 1104 1007">2 <u>教育委員会の所管する手続等(条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。)</u>を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の<u>条例等</u>に特別の定めのある場合を除くほか、<u>条例及びこの規則の規定の例</u>による。</p> <p data-bbox="203 1070 282 1102">(定義)</p> <p data-bbox="154 1118 1104 1198">第二条 <u>この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例</u>による。</p>	<p data-bbox="1214 347 2083 427"><u>埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p data-bbox="1171 491 1249 523">(趣旨)</p> <p data-bbox="1126 539 2083 715">第一条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する手続等<u>に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の埼玉県教育委員会規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="1144 831 1238 863"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1171 1070 1249 1102">(定義)</p> <p data-bbox="1126 1118 2083 1342">第二条 <u>この規則において、「県の機関等」、「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」、「作成等」又は「手続等」とは、それぞれ埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）</u>第二条第三号、第五号又は第七号から第十二号までに規定する県の機関等、書面等、電磁</p>

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 （略）

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会又はその管理に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法に

的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等又は手続等をいう。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 （略）

（新設）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織（条例第三条第一項の電子情報処理組織をいう。以

より申請等をする者は、教育委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2 教育委員会が定めるところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、教育委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は県の機関等が申請等をする場合において教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

一～三 (略)

3 (略)

(削る)

(削る)

下この条において同じ。)を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める事項を、教育委員会の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。

一 教育委員会又はその管理に属する教育機関(以下「教育委員会等」という。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二 教育委員会等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、教育委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は県の機関等が申請等をする場合において教育委員会の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

一～三 (略)

3 (略)

4 第一項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、教育委員会の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって第一項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 教育委員会等は、第一項の申請等に際して、当該申請等を書面等により

4 (略)

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと教育委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、教育委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 教育委員会等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、教育委員会の定めるところにより、教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 (略)

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会の定めるところによる届出

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が定める方式

4 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第二項に規定する措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会が認める場合

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 教育委員会等は、電子情報処理組織(条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。)を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、教育委員会の定めるところにより、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 (略)

(新設)

3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(新設)

(電磁的記録による縦覧等)

第十条 教育委員会等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十一条 教育委員会等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

2 (略)

(添付書面等の省略)

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、教育委員会が定めるものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 教育委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第六条 教育委員会等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

2 (略)

(新設)

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第一条中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「おいて」を「ついて」に、「埼玉県教育委員会規則」を「条例等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第六条第一項中「教育委員会等は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「教育委員会等は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、同条を第十条とする。

第四条第一項中「教育委員会等は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）」を削り、「教育委員会の使用」を「教育委員会等の使用」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会の定めるところによる届出
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が定める方式
- 第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合
 - 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
- と教育委員会が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、教育委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
- 二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「教育委員会が定めるところにより電子署名を行うこととされている」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報

により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると教育委員会が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会又はその管理に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、教育委員会が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。